

事務連絡
令和3年5月21日

公益財団法人
日本訪問看護財団 御中

厚生労働省医政局看護課

基本的対処方針の改正等を踏まえた
職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について（周知依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、状況が刻々と変化していく中、その対応にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年5月14日に、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が改正され、感染防止のための取組に「昼休みの時差取得」が追加される等、職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充が図られたところです。

職場における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、「緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について（周知依頼）」（令和3年4月28日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）及び「緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について（周知依頼）」（令和3年5月12日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）により留意事項をお示しし、傘下の団体等に対して周知をお願いしたところですが、これらの事項に加え、昼休みの時差取得を実施し、会話をする際にはマスクを着用する等の飲食の場での対策や、熱中症のリスクを踏まえた感染症対策に取り組んでいただくことにつきましてもご配慮いただくよう、会員の皆さまに対し周知等の御協力をお願いします。

（要請文）基本的対処方針の改正等を踏まえた、職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18659.html

（参考資料）職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html